

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

(理事の報酬)

第3条 会長が、法人の運営のために、その業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。なお、会長以外の理事は無報酬とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況の監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第5条 評議員は、無報酬とする。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規程は、平成18年12月12日より適用する。
- 2 この改正は、平成22年4月1日より適用する。
- 3 この改正は、平成29年5月30日より適用する。

別表 1

名 称	月 額
役員報酬	50,000円 (税込)

別表 2

名 称	1回につき
監査報酬	10,000円 (税込)